

平成三十年三月

平成三十年二月文京区議会定例議會議案(四)

文  
京  
区



目 次

議案第六十二号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第六十三号	文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する 条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第六十四号	文京区介護保険条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第六十五号	文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等 の基準に関する条例の一部を改正する条例	11 頁
議案第六十六号	文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正 する条例	15 頁
議案第六十七号	文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例	17 頁
議案第六十八号	文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	37 頁



議案第六十二号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年三月五日

提出者 文京区長 成澤廣修

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「退職した者」の下に「（第十六条第一項各号に掲げる者を含む。）」を加え、同項第二号中「百分の百十五」を「百分の百七」に改め、同項第三号中「百分の百五十五」を「百分の百五十三」に改め、同項第四号中「百分の二百十」を「百分の二百」に改め、同項第五号中「百分の百四十」を「百分の百三十四」に改め、同項第六号中「百分の百五」を「百分の百一」に改め、同条第二項中「四十一・二五」を「三十九・七五」に改める。

第六条第一項第一号中「百分の八十五」を「百分の八十三」に改め、同項第二号中「百分の百六十五」を「百分の百五十七」に改め、同項第三号中「百分の百七十五」を「百分の百六十八」に改め、同項第四号中「百分の百六十」を「百分の百五十四」に改め、同項第五号中「百分の九十」を「百分の八十九」に改め、同条第二項中「四十九・五五」を「四十七・七」に改める。

第七条の四第二項中「第十六条若しくは」を「第十六条第一項又は」に改め、「支給を受けなかつたこと又は第十八条第二項の規定により一般の退職手当等の」を削る。

第十一条第一項第一号中「四百二」を「四百」に改め、同項第二号中「三百三十五」を「三百」に改め、同項第

三号中「二百六十八」を「二百十五」に改め、同項第四号中「二百七」を「百九十」に改め、同項第五号中「百八十五」を「百七十」に改め、同項第六号中「百六十八」を「百四十八」に改め、同項第七号中「百四十六」を「零」に改め、同項第八号を削る。

第十一条第三項中「第十六条各号」を「第十六条第一項各号」に改める。

第十六条中「当該退職した者」の下に「（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）」を、「対し」の下に「、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して」を、「全部」の下に「又は一部」を、「支給しない」の下に「こととする処分を行うことができる」を加え、同条に次の二項を加える。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十七条第五項第二号及び第三号中「次条第二項」を「次条第一項」に改め、同条第六項中「次条第三項」を「次条第二項」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。  
第十七条第十一項を削る。

第十八条第一項を次のように改める。

退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十六条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との權衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 当該退職した者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - 二 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
  - 三 当該退職手当管理機関が、当該退職した者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 第十八条第二項を削り、同条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に、「同項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第二項第二号又は第三項」を「第一項第三号又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「前条第十項及び第十一项」を「第十六条第二項及び第三項」に、「第二項及び第三項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二項又は第三項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十九条第一項中「前条第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第六項中「第十七条第十項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十条第一項中「第十八条第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第十七条第十項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十一条第六項中「第十八条第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第七項中「第十七条第十項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十二条第二項中「第十八条第二項第二号若しくは第三項」を「第十八条第一項第三号若しくは第二項」に改め、同条第三項中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改める。

付則第五項の見出し中「平成二十五年四月一日以後に退職する者に支給する」を削る。

付則第八項中「平成二十五年四月一日」を「平成三十年四月一日」に、「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第七号」に、「次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める」を「六十八の」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削る。

付則第九項中「次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める」を「三十二の」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削る。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職

手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(説明)

職員の退職手当の支給率等を改めるとともに、懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限に係る規定を見直すため、本案を提出いたします。



議案第六十三号

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成三十年三月五日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例  
文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和四十一年七月文京区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「、第一号」の下に「又は第三号から第六号までのいずれか」を加え、「三百三十三円を」を  
「一人につき二百十七円を」に改め、「二百六十七円（従事者に第一号に該当する者がない場合には、そのうち  
一人については」及び「）を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百  
十七円（従事者に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち一人については  
三百円）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第

五条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第四条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（説明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するため、本案を提出いたします。

議案第六十四号

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年三月五日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

文京区介護保険条例（平成十二年三月文京区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同項第一号中「三万三千九百円」を「三万六千百円」に改め、同項第二号中「四万七千四百円」を「五万六百円」に改め、同項第三号中「五万八百円」を「五万四千二百円」に改め、同項第四号中「五万七千五百円」を「六万一千四百円」に改め、同項第五号中「六万七千七百円」を「七万二千二百円」に改め、同項第六号中「七万七千九百円」を「八万三千百円」に改め、同号イ中「い。」の下に「（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第三十八条第四項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第七号中「八万四千六百円」を「十万千百円」に改め、同号イ中「百九十万円以上二百万円未満」を「二百万円以上三百万円未満」に改め、同項第九号中「十一万九千二百円」に改め、同号イ中「二百九十万円」を「三百万円」に改め、同項第十号中「十二万九千百円」を「十三万円」に改め、同項

第十一号中「十四万二千二百円」を「十五万七百円」に改め、同項第十二号中「十五万五千七百円」を「十八万六百円」に改め、同項第十三号中「十六万九千三百円」を「二十万二千三百円」に改め、同項第十四号中「八万九千六百円」を「二十三万千二百円」に改め、同項第十五号中「二十一万六千七百円」を「二十五万二千八百円」に改め、同条第二項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「三万五百円」を「三万二千五百円」に改める。

第二十三条中「第一号被保険者」を「被保険者」に改める。

付則第六条中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の文京区介護保険条例第十条の規定は、平成三十年度分の保険料から適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### （説 明）

保険料率等を改定するほか、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正に伴い、罰則に係る規定等を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十五号

文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成三十年三月五日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一一部を改正する条例

文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成二十五年三月文京区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第六条第一項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第十条第一項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第一百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の下に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニット」とに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知証対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり十二人以下となる数」を加える。

第四十五条第六項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。」の下に「又は介護医療院」を加える。

第四十六条第三項、第四十七条、第六十一条第三項、第七十三条第二項及び第七十四条中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第七十九条に次の一項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第八十四条第三項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

#### 付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

#### (説 明)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部改正に伴い、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員等を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第六十六号

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成三十年三月五日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成二十七年三月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「介護保険施設」の下に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第六条第七項を同条第八項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「第三項」を「第四項」に改め、同項第一号中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対

し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第三十二条第九号中「ために」の下に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者的心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第三十二条第二十一号中「以下」を「次号及び第二十二号において」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十一の二 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

#### 付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

#### (説 明)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部改正に伴い、指定介護予防支援の具体的取扱方針等を改めるため、本案を提出いたします。

議案第六十七号

文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例  
右の議案を提出する。

平成三十年三月五日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例

目次

- 第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第二条）
- 第二章 指定居宅介護支援事業者の指定（第三条）
- 第三章 人員に関する基準（第四条・第五条）
- 第四章 運営に関する基準（第六条—第三十一条）
- 第五章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第三十二条）

付則

第一章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十九条第二項第一号の規定に基づき指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に関する基準を定めるとともに、法第四十七条第一項第一号並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）

及び基準該当居宅介護支援（法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第二条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たつては、区、法第一百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

## 第二章 指定居宅介護支援事業者の指定

(法第七十九条第二項第一号に規定する条例で定める者)

第三条 法第七十九条第二項第一号に規定する条例で定める者は、法人であつて、文京区暴力団排除条例（平成二十四年三月文京区条例第四号）第二条第三号に規定する暴力団関係者でないものとする。

### 第三章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）<sup>2</sup>と  
に一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるものを置かなければな  
らない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すこととに一とする。

(管理者)

第五条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十条の六十六第一  
号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、  
この限りでない。

- 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- 二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管  
理に支障がない場合に限る。）

### 第四章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第二条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることができるること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録す

る方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シードィー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第四項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするとときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家

族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第七条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第八条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第十条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有效期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

**第十一條** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

**第十二条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第十三条** 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。  
(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

**第十四条** 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービ

スとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第十五条 指定居宅介護支援の方針は、第二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定居宅介護支援の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たつては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようしなければならない。
- 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たつては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たつては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対してもするものとする。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他 のやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意

見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第二十四条第一項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十四 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者的心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

十五 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。  
イ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十六 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- ア 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合  
イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

十七 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十八 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区に届け出なければならない。

二十 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

二十一 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

二十二 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

二十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

二十四 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにならなければならない。

二十五 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて、隨時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

二十六 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

二十七 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿つ

て居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十八 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

二十九 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

三十 指定居宅介護支援事業者は、法第一百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービス（法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。）に係る特例居宅介護サービス費（同項に規定する特例居宅介護サービス費をいう。）の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対しても提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する区への通知)

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第十九条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならぬ。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならぬ。

(掲示)

第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第二十五条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第二十七条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、利用者に対しても特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行つてはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第六項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に關し、法第二十三条の規定により区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は区の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

4 指定居宅介護支援事業者は、区からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに關して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に關して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改

善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

- 第三十条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第三十一条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 第十五条第十三号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録  
二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ モニタリングの結果の記録

三 第十八条に規定する区への通知に係る記録

四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十二条 第二条及び前二章（第二十八条第六項及び第七項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十条」とあるのは「第三十二条において準用する第二十条」と、第十二条第一項中「指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十五条第十九号の規定は、同年十月一日から施

行する。

(経過措置)

2 指定居宅介護支援事業者は、第五条第二項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成三十三年三月三十日までの間、介護支援専門員（介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第五条第一項に規定する管理者とすることができる。

(説明)

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準を定めるため、本案を提出いたします。

議案第六十八号

文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成三十年三月五日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

文京区後期高齢者医療に関する条例（平成二十年三月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一号中「第五十五条」の下に「又は第五十五条の二」を加え、同条第二号中「第五十五条第一項」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第五十五条第一項）」に改め、同条第三号中「第五十五条第二項第一号」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第五十五条第二項第二号」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

五 法第五十五条の二第一項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第一百十六条の二第一項及び第二項の規定の適用を受け、これらの規定により区内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの  
付則第三項及び第四項を削り、付則第五項を付則第三項とする。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(説明)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者に係る規定等を整備するため、本案を提出いたします。